

久留米市校区青少年育成協議会等補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、小学校区青少年育成協議会等（以下「青少協等」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、青少年の健全な育成に資することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、久留米市補助金等交付規則(昭和50年久留米市規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象となる団体)

- 第2条 補助金交付の対象となる青少協等は、久留米市校区青少年育成協議会連絡会議（以下「連絡会議」という。）及び連絡会議を構成する団体とする。

(補助対象経費)

- 第3条 補助の対象となる経費は、青少協等の運営費及び青少協等が実施する青少年の非行防止並びに健全育成事業に要する経費とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が決定する。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする青少協等は、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 当該年度の事業計画書又はこれに準ずる書類
 - (2) 当該年度の収支予算書又はこれに準ずる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、青少協等に通知するものとする。

(実績報告)

- 第7条 補助金の交付を受けた青少協等は、事業終了後又は会計年度終了後速やかに次の各号に掲げる書類を添付した実績報告書を提出しなければならない。
- (1) 当該年度の事業報告書又はこれに準ずる書類
 - (2) 当該年度の収支決算書又はこれに準ずる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(帳簿等の整備)

第8条 補助金の交付を受けた青少協等は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿等を備え、常に整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(申請書等)

第9条 申請書等の様式は、次の通りとする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 補助金等交付申請書 | 様式1 |
| (2) 事業計画書 | 様式2 |
| (3) 収支予算書 | 様式3 |
| (4) 実績報告書 | 様式4 |
| (5) 事業報告書 | 様式5 |
| (6) 収支決算書 | 様式6 |

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。